P.ブラウン 「第 三 の 波」

— 教育とパレントクラシーのイデオロギー —

劉 恩 慈

Philip Brown
"The "Third Wave": Education and the Ideology of Parentocracy

Yan Chee LAU

1．はじめに

本稿はA. H. Halsey, H. Lauder, P. Brown and A. S. Wells (eds.), Education: Culture, Economy, and Society, Oxford University Press, 1997というリーディングズの第四部に収録されたP. BrownのThe 'Third Wave': Education and the Ideology of Parentocracyという論文を取り上げ、その主な論点を紹介するものである。第四部は政治、市場及び学校の有効性という題が付けられ、八本の論文によって構成される。ブラウンの論文に入る前に、まず第四部の概要を要約する。

第四部は主として学校教育に市場競争原理を導入しようとする動きに対して議論を行うものである。この動きを推進するのはいわゆるニューライトというイデオロギーである。このイデオロギーは社会の倫理と秩序を維持するために強力な国家主導が必要であることに加え、個人の自由裁量及び自由市場の利点をいかさなければならないということである。この考えはアメリカのレーガンとイギリスのサッチャー政権を導いていたものである。教育政策においては、1988年にサッチャー政権が強行に通過させた教育改革法案がこのイデオロギーを最も具体化した例である。この教育改革法案は後に詳しく述べることにする。

第四部における議論は戦後、教育機会の均等化を図るための政策が解決できなかった課題を、自由市場のメカニズムによって改善できるか否かというところにある。教育機会の均等という理念は戦後の民主社会の看板として掲げられ、それを実現することによって、個人の属性による社会的不平等や貧困などの問題を解決することが期待されていた。例えば、イギリスの場合、コンプリヘンシブ・スクールへの公立学校の統合政策や教育行政の地方分権化などの政策が挙げられる。だが、こういう政策の恩恵を蒙るはずの労働者階級の子弟は学業達成において大きな進展が見られず、むしろ、イギリスの教育水準が全体的に劣化する事態を招いてしまっている。果たして教育水準がどれほど低下しているのかは明らかにされていないが、1979年に労働党のカラハン政権を破って誕生した保守党のサッチャー政権はこうした事態に対処するため、教育機会の均等という理念を損ないかねない教育改革政策を打ち出した。詳細は後の1988年の教育法案の説明に述べることにするが、基本的な立場は学校教育に市場原理を導入し、多様性

に富んだ教育を提供するものである。つまり、保護者が子供をどの公立学校に入学させるかという選択に直面する時、教育の消費者としての保護者に対してより多くの自由裁量権を与えることによって教育の供給と成果が改善されるという考えである。教育の運営は政府の官僚ではなく、教育の関係者である学校側と保護者に委ねられるべきである。保護者に選択権利を増やすことは子供の教育に対する関心を高めることにつながる。学校側は学生の誘致に刺激され、よりよい教育を行うモチベーションを湧き出させることもできる。従って、教育の市場化は教育達成を改善することができ、ニューライトによれば、市場原理の導入は教育機会の均等を促進するために大いに貢献できるという。むろん、ここでは、機会均等に対して異なる理解を持っているのは言うまでもない。

学校教育の改善は学校管理を変えることによって図られる。今まで、公立学校は政府の官僚制的な管轄のもとに置かれ、学校の運営に支障を起こすと考えられてきた。学校に目標設定や人事雇用や学生の誘致などの権限を与えれば、学校の管理者と教師の積極性と自主性を発揮させることができる。学生誘致をめぐる学校間の競争が存在すれば、学校教育の全体的な水準が上がると考えられる。しかし、以上の考えは入学者の階級的な差異という要素を無視したと批判されている。教育の選択権を行使することに必要とされる物質的及び文化的な資本を、必ずしもすべての保護者が持つとは限らない。この点において、中流階級の保護者は労働者階級より有利に立つことが明白である。また、各階級の保護者は学校を選択する際、考慮する条件が異なるため、学校教育の市場化は学校入学者の両極化を招きかねない。たとえば、労働者階級は学校を選択するときに、学校のレベルだけでなく、子供の送り迎えなどの生活様式と密着した諸条件を同時に考慮するのである。さまざまな条件の中にどれを最優先するのか、階級によって大きく異なるのである。第四部の各論文は教育の市場化が学校教育を改善する万能薬ではないという見解に一致しているといえる。

2．1988年の教育改革法案

ブラウンの論文は明白に述べていないが、1988年のイギリスの教育改革法案をもとにかかれたと考えられる。ブラウンの論点を明白に理解するには、まず、この教育改革法案を簡潔に説明しておかなければならない。この法案が注目を集めたのは以下の二点にあると考える。ひとつは、政治的なレベルから言えば、この法案は保守党のサッチャー政権が地方教育行政を制覇する労働党の勢力を一掃する作戦の一環である（森嶋 1988)。戦後から、イギリスの教育は地方分権化され、学校教育の運営は各地方教育委員会（Local Education Authority, LEA）に任されている。特に、ロンドン市内の各ボーロー（Borough＝学区）の教育はILEA（Inner London Education Authority)によって運営されていた。労働党の支持者は多くの地方及びロンドンのボーローの教育委員会を支配していた。それゆえ、保守党は新たな教育政策を実施するには、まず、各公立学校を地方教育委員会の手から切り放さなければならない。もう一点は、この教育法案は戦後、追い求めてきた教育機会の均等という理念をほぼ放棄し、親の教育選択権の尊重と市場原理という名のもとに以前の選抜的な教育システムに逆戻りしているということである。

この法案は1987年の夏にサッチャー内閣の教育担当のK・ベーカーによって出された。わずかの二ヶ月の民間の意見徴集期間を設け、多くの反対意見を押し切って翌年にほぼ原案のままに国会を通過させた。サッチャー政権のこうした強行姿勢はイギリス国内の教育関係者から厳しい批判を浴びた。改革法案の具体的な内容は中等教育に限って、以下の各点にまとめる(Simon 1988)。第一、学校の財政権を直接に学校側に渡す。つまり、校長は地方委員会を通らずに、直接に中央政府から資金を受け、学校の予算を立てることができる。第二、自由入学制度。今まで、学校入学者は居住地域によって制限されていたが、新しい法案が成立した後、学区を越えて希望の学校に入学することができる。また、学校の最大入学者数は1979年のレベルまで戻す。これによって、教育の消費者側はより多くの学校の選択肢が与えられ、教育の提供者側は学生数を自由に決め、入学希望者から最も学力の高い生徒を入学させることができる。第三、公立学校は基本的な授業活動が無料で、課外活動などの特別な教育活動の場合は生徒から費用を徴収することができる。これは、政府の財政的な負担を和らげるほか、特別な授業料が払える生徒だけしか入学できない意味となる。しだいに、学校は階級別に分かれることになる。

第四、地方教育委員会からの離脱。今まで、学校の財源は地方教育委員会から受けるため、学校の運営は大きく委員会に左右されてきた。それゆえ保守党は労働党の支配する地方教育委員会を瓦解させるため、学区内の公立学校を委員会の管轄から離脱させなければならない。離脱を希望する学校に対しては、中央政府から資金援助を受けることができる。また、政府は新たにシティ・テクノロジ・カレッジ(CTC)を設置し、技術教育を希望する学生を誘致する。つまり、地方教育委員会という以前から存在する地方分権の枠組みを残しながら、それを空洞化させ、自然的に消滅させる狙いがある。第五、ナショナル・カリキュラムの設置。全国の公立学校に宗教科目を含める九つの基本必修科目を設置し、共通のカリキュラムで授業を行う。それ以外の時間は各学校の自由裁量に委ねる。政府は教育選択権を親と学校に譲渡する一方、カリキュラム編成において政府の主導権を強めることになる。第六、七才、十一才、十四才及び十六才の公立学校の生徒に対して学業評価テストを実施する。ただし、CTC及び私立学校の生徒はその限りではない。それは市場原理に移行するとき、学校の業績を評価するための参考指標に使われる。以上の改革法案は教育における政府の権限を軽減するのではなく、行使権力を再編するにすぎない。

3．パレントクラシーとは

ブラウンがこの論文で提示する概念がパレントクラシーである。パレントは父兄という意味であるから、パレントクラシーは父兄主義と訳すことができる。パレントクラシーはメリトクラシーと相対化して作り出された概念であろう。つまり、教育達成はこどもの能力と努力というよりも、親の財産と意志に大きく依存するということである。ここで、重要なのは、こどもは親の意志でどこまで進学できるかという教育の量的な問題ではなく、教育選抜が行われる社会的な基盤は父兄という属性の上に築かれるということである。具体的に言えば、今までのように、教育機会を均等に分けるため、政府は教育の配分を統括することを改め、教育選択権を親に与えることによって、子供の教育の責任を親に持たせるのである。政府は必要最小限の資

金援助を行うことにとどめ、その後のことは親と学校に任せるということである。ただし、こどもの教育機会が親の財産によって決められるとはいえ、必ずしも今後の教育拡大の可能性が否定されるという事態にはつながらず、現実はむしろ、義務教育後の教育機会が拡張し続ける傾向にある。また、パレントクラシーというイデオロギーは教育改革を望むこどもの親たちの願望から生まれたのではなく、むしろ、政府の教育政策によって意図的に作り上げられたものであると言える。表向きには、親に教育選択権を与えることは教育の分権化につながるようにみえるが、実際、教育課程などの分野においては、政府による統制が一層強まることになる。つまり、分権化は政府の権力の再編であり、その際に親たちは権力争いに利用されるひとつのコマにすぎない。ブラウンがこの論文を書いた当時のイギリス社会はまさにこの状況に置かれていた。1988年のイギリス教育改革法案をめぐる論議は中央政府を握る保守党政権と地方行政を押さえる労働党勢力の権力争いの場であった。

ブラウンは現今のイギリス社会における教育発展が第三波の時代に突入しようとしていると考えた。第三波の時代は戦後、求めてきたメリトクラシーの理念をさらに進化させるものではなく、上述したパレントクラシーのイデオロギーが支配する時代である。言うまでもなく、この第三波という分析概念はA・トフラーの著書である『第三波』からヒントを得たものである。トフラーが今までの社会発展を三段階に分けるという分析手法に習って、ブラウンは産業革命後のイギリス社会における教育発展を三つの段階に分けて、各時代における教育発展の特徴を示した。第一波は十九世紀後半から下層階級を対象とする公立の初等教育が始まった時代である。こうした労働者のための学校教育は主に彼らの生活に役立つ基本的な読み書きの知識を教えることである。第二波は、第一波の属性本位の教育から年齢と適正と能力に基づく教育へ移行する時期である。社会地位は個人の業績と教育達成によって決められる。ただし、ハルゼーが指摘したように、戦後のイギリス社会は一貫してこうした業績本位に基づくリベラルな社会改革が行われて、一定の成果が得られたものの、未だに教育機会の平等という目標が達成されていない。しかも、全体的な教育水準が低下したと言われている。この事態に対する反動として現れたのは、パレントクラシーが主導的なイデオロギーである第三波の時代の幕開けである。第三波の時代に、親の選択権の尊重や教育水準の改善や自由市場の導入などのスローガンのもとにさまざまな教育改革が実施された。

ブラウンはこの三つの時代の特徴を論述することによって、イギリスにおける教育の発展過程の全容を提示する。また、パレントクラシーというイデオロギーはどうして今世紀後半のイギリスにおける政策論議の中心となったのか、また、この新しいイデオロギーは教育と国家との関係を理解することに対していかなる意味を持つのかという問題を考察する。

4. 第　一　波

上述したように、第一波は十九世紀後半に始まった民衆教育を特徴としている。しかし、この民衆教育の性格は階級間の移動を可能にするものではなく、むしろ、出身階級に留まらせ、階級構造を固定化することに貢献するものである。教育はこどもの出身階級の生活様式に対応しなければならなないという考え方は支配階層の間に一般的であった。また、教会はこうした

考え方を支持していた。イギリスの工業化と都市化がさらに進むことによって、新たな社会統制の問題が現れた。特に、1870年代からこどもの労働を規制する一連の工場法案が成立された。それは安い労働力を失った工業経営者に製品の市場競争力が低下する不安をもたらしただけでなく、町に徘徊する子供たちがひとつの社会問題を起こした。こうした子供に学校教育を与えることによって問題を解決しようとする政府は教会との調整がうまく行かず、イギリスの教育発展が非常に出遅れる結果となった。

当時の初等教育は労働者階級の子弟に必要最小限の知識だけしか与えなかった。教育の目的はあくまでも宗教への信仰心と規律を高めることにある。中等教育はいわゆるジェントルマン教育を中流階級に与えるものである。その目的は社会のエリートを再生産することにある。中等教育はパブリック・スクールやグラマー・スクールにおいて行われ、教育内容はアカデミック志向で、将来の専門職に進むためのものであった。また、第一波において、社会階級だけでなく、性別による教育内容の分別も見られる。

5．第 二 波

第二波の時代において、教育の配分原理は出自という個人の属性を脱し、年齢と適性と能力という個人の業績に基づくものに変わった。すべての子供にみずからの潜在力を最大限に引き出すよう均等に教育機会を与え、言わば、M・ヤングが言うようなメリトクラティックな教育システムがこの時期に築かれるのである。個人の能力に基づくメリトクラシーは主流のイデオロギーとなるが、絶対的な平等を約束するものではなく、ただ不平等がより公平に分配されたにすぎない。

第一波の時にイギリスで見られた階級相応の教育体制は、今世紀に入ってから支持されなくなり、野蛮な制度として見受けられることもあった。特に第二次世界大戦後、急速な社会的、経済的変化は教育の発展方向に強い影響を与えた。教育機会の平等は民主社会のシンボルとして見なされるようになった。子供になるべく同等な教育環境やカリキュラムや進学機会を与える上に、能力に基づいた教育選抜を行うことが望まれる。つまり、R・ターナーが提示した競争移動という理念型の社会移動の規範に近い教育システムを築くのは戦後の教育発展の傾向である。競争移動と対立するのは庇護移動という移動規範である。ターナーはイギリスの教育システムが庇護移動型に近く、アメリカの方が競争移動型に近似すると書いた。戦後のイギリスの教育システムは公立学校の総合化政策に見られるように、庇護移動から競争移動へ移行していたが、変化が遅かった。

戦後のイギリスの教育システムは基本的にパブリック・スクールの私立学校、グラマー・スクールの公立進学校及びセカンダリー・モダン・スクールの公立非進学校という三つの系統に分かれていた。後に、公立学校はコンプリヘンシブ・スクールという総合学校へ統合されるようになったが、競争移動型の教育体制へ移行している中で、庇護移動型の性格が未だ色濃く残っているのはイギリス教育の特色である。ブラウンがここで注目するのは、イギリスのこうした競争移動への移行の根底にあるものは社会的な正義や共通の文化を求める動きから来るのではなく、イギリスの経済的な繁栄を確保する見地から発したものだということである。それは戦

後の産業構造の変化に対応し、単純労働が減り、より高度な知識や技術を持つ労働力が要請されるようになったからである。国家経済のレベルから見れば、教育への投資は経済繁栄を維持していくために欠かせないことである。個人のレベルにおいては、教育は失業防止のための保険として見なされている。よって、技術中心の社会においては、個人の社会階級という属性は人材の提供に何も意味を持たず、教育機会の平等は社会の経済発展に重要な役割を持つと考えられた。

ブラウンはさらに、年齢と適性と能力に基づいた第二波の教育システムは性別に自然差異が存在するのを前提とすることを示唆した。男性と女性はこの自然差異によって異なる社会的な役割が期待され、与えられた教育はまた異なっている。それゆえ、第二波における教育は階級差別をなくそうとしているが、性別差別にはなんら関心を示されていないと批判されている。イギリスにおける教育機会の均等化を図るためには、上述した戦後の三本柱の学校教育をコンプリヘンシブ・スクールへ一本化しなければならない。実際、六十年代から七十年代にかけて、公立学校をコンプリヘンシブ・スクールへ統合する努力がなされてきた。階級による学業達成の格差は根本的に解決されていないが、一部の労働者階級の生活状況と教育達成が改善されたことはまた事実である。問題は後に、変化している経済的な状況と、リベラルな改革の結果に対する不満が増える結果として、どうしてコンプリヘンシブ・スクールが攻撃の対象とされたのかという理由を検討しなければならない。

6. 第 三 波

ブラウンは以上の問題に対して次のような答えを提示した。それは、庇護型の教育システムを打ち壊すために用いられたふたつの重要な理念、つまり機会均等と経済効率は、今ではかえって、コンプリヘンシブ・スクールの政策の致命傷となるということである。このふたつの目標は未だに達成されていないからである。七十年代の石油ショックによる経済危機からイギリスの経済は低迷し続けていて、八十年代の初頭になって若者の失業問題がより深刻化していった。イギリス経済の不況の原因は教育政策の失敗に求められ、一部の雇用者は学校教育が産業界の人材要請に応えることができなかったと非難した。その中でライトは、労働者階級に人材育成を行うことがかえって経済の負担につながると指摘した。

教育において、戦後、実施してきた業績本位のさまざまな教育政策は未だ、階級による教育達成の格差をなくすことができていない。むしろ、メリトクラシーという名のもとに、学業達成における階級間の不平等を再生産することが隠されているのではないかという批判もある。ライトによれば、総合教育などのリベラルな改革は労働者階級を助けるどころか、かえって、彼らの利益を裏切るものである。さらに、総合教育の政策はイギリス全体の教育水準を引き下げを招いてしまった。公立学校の総合化政策によって進学校のグラマー・スクールは非進学校のセカンダリ・モダン・スクールに統合させられ、全体の教育水準が下がっただけではなく、学生がみずから必要とする教育を受けることもできなくなった。しかし、教育水準が下がったという証拠は未だに現れていない。問題は教育水準がどれほど下がったかということではなく、ライトにとって、教育水準というのは教育課題であると同様に、彼らの気質と関わる問題でも

ある。教育システムは彼らの権威、リーダーシップ及びエリート文化の再生産に重要な役割を演じているからである。総合教育はまさに彼らの権益を大きく損なうものにほかならない。

ライトはこのような情勢を変えるため、自由市場経済と個人の自由裁量権を重視するようになった。自由市場の社会において、エリート学校の存在する空間があれば、ほかの社会集団のための学校もまた共存することができる。したがって、社会がより多様化することになる。もし、教育においてパレントクラシーという理念が実現されれば、皆が私立教育を受けることができる。ここでいう私立教育とはそれぞれの学生の要求に見合った学校教育のことである。つまり、国による画一的な教育を排除するのである。そうなれば、学校教育は地方教育委員会の手から離れ、総合教育は次第に廃止されていくのである。学校はそれぞれ独立した会社のように、教育の事業を運営していく。こうした皆のための私立教育を存続させるには、次のふたつの条件を満たさなければならないとブラウンは考えた。まず、親は必要に応じてこどもを自由に転校させられること。次に、学校は顧客である学生を誘致する意欲をもつことである。学校間の自由競争は教育水準を押し上げることができ、学生の誘致作戦に負けた学校は教育事業からの脱退を余儀なくされることになる。こうした考えの一部は上述した1988年の教育改革法案に実現された。

7．第三波の社会学的な文脈

ブラウンはふたつの質問を提示している。ひとつは、なぜパレントクラシーのイデオロギーは二十世紀の後半に教育論議の中心的な存在となったのか。つぎに、パレントクラシーは教育選抜と正当化に対してどういう含意を持つのか。まず、最初の問題に答えるために、次の三点を考察しなければならない。第一点は、パレントクラシーのイデオロギーと第三波の政策の導入が、若者の高い失業率と経済低迷という背景の中に現れたということである。つまり、第三波の政策は学校教育が産業界の要請に応えられないことによってもたらされた失業問題を対処するのである。このような事情はイギリスだけの問題ではなく、ほかの国において見られる現象である。中等教育に技術や職業訓練を増強することによって経済の問題を解決するのはほかの国にも見られる。しかし、イギリスの場合はそれがうまく行かない。教育と産業界との関係は選抜対総合教育、国家主導の教育対市場主義の教育という大きな政治的な論議と深く関わっているからである。ライトは絶えず、第二波の教育政策を批判し、教育と社会階層と権力との関係をより明白にしようとしている。よって、選抜と多様性に富んだ学校教育を望むわけである。しかし、第一波の時と同じように、教育を社会的な属性に基づいて行うことは現今の社会において到底許されないことである。それゆえ、市場原理に基づく教育システムは親の選択権や卓越教育や個人の自由という名目のもとに行われる。さまざまな種類の学校が異なる社会集団のために現れ、社会階層と権力との関係の問題を解決している。

第二点は、失業率の増加、経済低迷及び教育支出の増加という社会背景の中に、教育機会の均等を達成することが難しいということである。特に、1976年に誕生した労働党のカラハン政権は経済の不況で自ら推進した総合教育政策が逆に自分の政権に大きな負担となった。なぜなら、イギリスはほかの国と違って終始、総合教育の理念が広範に民衆の支持を得られなかった

からである。その政策の最大受益者である労働者階級も総合教育の施行が今までの生活を大きく改善することを期待していなかった。1979年に保守党のサッチャー政権が成立した後、経済低迷の原因が教育政策に転嫁されていたため、保守党は戦後から行ってきたリベラルな改革を現今の社会問題の原因として確認し、1988年の教育改革法案にみられるような急進的な教育改革を強行する論拠を確立した。

第三点は教育、学歴及び社会変遷との関係を観察した結果に基づくものである。コンプリヘンシブ・スクールに対する攻撃は主に中流階級から来たのである。第三波における教育体制は教育機会の均等という理念を損ない、教育証書を獲得するための権力闘争を具現化したものであるとみることができる。質の良い私立教育を享受することによって、高い学歴を獲得することができ、彼らの社会的なエリート地位を再生産することが可能となる。したがって、学歴を求める中流階級の需要が高まり、社会地位の再生産における学校の役割が重要となってくる。しだいに、学歴のインフレが発生し、学歴社会に向かう傾向が一層強まることになる。こうした中流階級の間に学歴が生活保証に使われるような傾向は経済の不景気と増加する失業率に対する反応として見ることができる。失業によって社会的な下降移動を危惧する中流階級は高等教育への投資に拍車をかける。また、職業構造の再編、つまりリストラは労働者だけでなく、ホワイト・カラーまで波及してくる時代となってきた。学歴や資格を取得するのは将来の生計に保険をかけるためと見なされる。

経済的な事情のほかに、八十年代の学校教師のストライキ行動は多くの中流階級の親を危惧させた。その結果、私立教育を求める中流階級が増えてきた。1986年に十六歳から十八歳の学生の間に約二割が私立教育を受けていた。このような情勢の中で、ライトが掲げた親の選択権や卓越教育や自由経済などのスローガンは多くの中流階級に受け入れられる結果となった。教育達成は親の財産や意志ではなく、こどもの能力と努力に基づかなければならないという意味での教育機会の均等はしだいに忘れ去られていく。中流階級は教育達成が自由競争に委ねられるべきであると考える。能力のある学生はしばしば経済的な理由で学業達成の機会を失うことが事実であるが、政府の責任は公平な教育獲得競争を守ることではなく、親の選択権を確保することにあると考えられる。こういう教育と国家との新しい関係が、考察されなければならない課題である。

8．教育と国家の新しい関係

パレントクラシーは教育における国家の新たなあり方を示唆する。戦後のリベラルな政策において、国は教育が業績本位に基づいて行われることを確保しなければならない。このような国からの介入は、社会が効率的に機能するために、階級や性別や人種に関わらず、最も適した人材を社会に送り出すことに欠かせないのである。また、マルキストにとって、国の教育における役割は、あらかじめ決められた教育選抜の結果をあたかも公正なものであるように正当化し、社会的不平等を再生産することにあると考えられる。それに対して、教育のパレントクラシーを支えているのは、国はすべての学生の教育経験を画一化することによって均等な教育機会を確保することができず、国による教育事業の独占が個人の自由を侵害するという主張であ

る。前者の主張に対しては、すでに労働者階級の中にごく少数のこどもだけしかアカデミックな教育の恩恵を受けられないことによって裏づけられた。それは労働者階級に深く根づいた文化的志向及び固有の能力の差異によるものである。こうした平等主義の理想を求めることは、卓越した教育の水準を犠牲にすると考えられた。

また、教育機会を均等化する国の介入は教育水準の低下を招くだけでなく、個人の自由を侵害すると指摘された。教育システムは自由市場のメカニズムに委ね、親の選択権利を尊重し、教育の提供者ではなく、教育の消費者であるこどもと親の権益を守るべきであると考えられる。パレントクラシーのイデオロギーは機会均等を求める教育政策を改め、政治の目標を変えるという意味において重要である。1988年の教育改革法案に見られるように、国は事実上、組織構造やカリキュラムという教育のインフラに対してより大きな統制を行うことになるが、そのフレームワークの中に行われる教育選抜やその結果などに対する責任は軽減される。教育選抜は市場の力によって運営され、国は教育競争を監督する責務から外されることになる。一連の学校教育の市場化政策は教育達成の責任を国から親のほうへ転嫁することになる。こどもの教育にどれぐらい投資するのかはすべて親の意志に委ね、親はこどもの学業達成に責任を背負わなければならない。それによって生じた教育達成の不平等は国の責任ではなく、親の選択、固有の能力差、教育経験の多様化によって正当化されることになる。

9．結　　び

ブラウンはこの論文のなかで、イギリスの教育発展を三段階に分け、各段階における教育イデオロギーの特質を分析した。トフラーの「波」という分析手法に習って、各時期における教育政策を支えるイデオロギーの変化、つまりエリート主義から均等主義を経て自由市場主義への変遷過程を論述した。また、この自由市場主義を具現化したパレントクラシーの概念を新たに提示した。こうしたパレントクラシーに基づいた教育政策は国家と教育との新しい関係を作り出すことになる。ブラウンはこの論文での議論を1988年のイギリス教育改革法案をもとにしているが、パレントクラシーのイデオロギーはイギリスだけに留まらず、オーストラリアやニュージーランドをはじめ、ほかの国へも波及する可能性があると指摘している。

参考文献

森嶋通夫 1977,『イギリスと日本：その教育と経済』岩波新書。

森嶋通夫 1988,『サッチャー時代のイギリス：その政治、経済、教育』岩波新書。

Brown, Philip 1997, "The 'Third Wave': Education and the Ideology of Parentocracy", in *Education: Culture, Economy, and Society*, eds. by A. H. Halsey, H. Lauder, P. Brown and A. S. Wells, Oxford University Press.

Simon, Brian 1988, *Bending the Rules: The Baker 'Reform' of Education*, London: Lawrent and Wishart Limited.